平成２２年（フ）第２９９号
茨城県結城市みどり町１丁目５番地18　サンジェルマンⅢ102号室
債務者　柏　　昌次
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３００号
茨城県結城市みどり町１丁目５番地18　サンジェルマンⅢ102号室
債務者　柏　のぶ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０１号
茨城県常総市大塚戸町1974番地
債務者　保科　國昭
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０８号
茨城県古河市三杉町２丁目18番９号
債務者　菊池　昭行
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１４号
茨城県桜川市真壁町田1110番地２　２号棟―204
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２７号
富山県高岡市野村1529番地３　ルミネＴｏｋｉｍａｒｕ２－Ｅ号
債務者　橋本　賀世
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４５９号
石川県河北郡津幡町字加賀爪ヌ205番地
債務者　中山　和代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７７号
金沢市大場町東914番地２
債務者　窪　美代子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
長野県安曇野市穂高柏原2810番地10
債務者　大月　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８０号
長野県安曇野市穂高柏原3270番地県営柏原団地49―101
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８２号
長野県松本市梓川倭2284番地１　フレグランス・あんじゅＡ202
債務者　吹田　有美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４８号
岐阜市加納愛宕町18番地愛宕住宅318号室
債務者　中島美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４１４号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ４―405
債務者　桑原　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
岐阜県各務原市三井東町２丁目31番地
債務者　和途　和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
岐阜市白菊町４丁目42番地パナハイツ矢島101号室
債務者　堀　　和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９２号
岐阜市加納朝日町１丁目13番地１、住民票上の住所岐阜市玉姓町１丁目７番地１
債務者　浦川　朋典
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
滋賀県栗東市綣５丁目７番２―302号
債務者　髙山　千幸
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部